

令和 6 年度  
札幌市保健所運営協議会

議 事 録

日 時：2024年12月13日（金）午後7時開会  
場 所：札幌市保健所 2 階 大会議室

## 1. 開 会

○事務局（関保健管理課長） 本日は、お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まだお見えになっていない方もおりますが、定刻でございますので、ただいまから令和6年度札幌市保健所運営協議会を開催させていただきます。

私は、本協議会で事務局を務めさせていただいております保健所保健管理課長の関でございます。今日は、議事に入るまでの司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、この会議は公開で行うことになっておりまして、傍聴席も設けております。また、会議の議事録につきましては、最終的には札幌市のホームページで公開となりますので、ご了解いただければと思います。議事録作成の関係もございまして、ご発言の際はお手元のマイクをお使いいただければありがたいと思っております。

本日の出席状況のご報告ですが、11名中4名のご欠席となっております。出席者数が過半数を超えておりますので、札幌市保健所運営協議会条例第5条の規定により、本日の会議は成立することをご報告させていただきます。

次に、お配りしている資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、委員名簿、座席図、札幌市保健所運営協議会条例を1枚ずつ置かせていただいております。そして、各議題の説明資料をお配りしております。

不足などがありましたら、会議途中でもお知らせいただければと思います。

それでは、開催に当たりまして、札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○西條医務・保健衛生担当局長 皆さん、こんばんは。

札幌市保健福祉局医務・保健衛生担当局長の西條でございます。本日は、どうかよろしくお願い致します。

令和6年度札幌市保健所運営協議会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃から札幌市の保健行政を含む市政全般にわたりまして多くのご支援を賜っておりますことに心からお礼申し上げます。

また、本日、大変お忙しい中を本協議会にご出席くださいましたことにつきましてもお礼を申し上げます。

今年度は、委員を継続して就任してくださった皆さん、また、新たに就任された方がおられますけれども、これにつきましてもとてもありがたく思っているところでございます。

今日の協議会では、私たち各課の仕事について、時間の関係で全般についてお話することはできませんけれども、活動内容についてできるだけしっかりと報告させていただきたいと思っております。

私自身、この協議会は、とても大切な会の一つだと思っております。これには二つの意味があって、一つは、札幌市保健所の仕事につきましては、市民の理解があってこそでき

ることであり、それには、市民の皆様にしっかりと理解していただくための活動が必要だ  
と思っております、この会は大切な窓口の一つだと思っております。

また、今日、活動内容について報告させていただきますけれども、活動が十分に行われ  
ているのか、できていないこともきっとあると思いますので、皆様からいただいた意見を  
基に、今後の私たちの活動の目標設定や計画に反映させていきたいと思っております。

ぜひとも忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますけれども、本日はどうかよろしくお願いいたします。

## ２．委員紹介

○事務局（関保健管理課長） それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

まず、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

五十音順に皆様のお名前を申し上げますので、大変恐れ入りますが、その場でご起立を  
お願いいたします。

最初に、一般社団法人札幌市医師会会長の今真人様でございます。

続きまして、札幌市小学校長会事務局次長の関根治彦様でございます。

公益社団法人北海道看護協会会長の高橋久美子様でございます。

一般社団法人札幌薬剤師会会長の田畑隆政様でございます。

北海道大学大学院医学研究院公衆衛生学教室教授の玉腰暁子様でございます。

白石区連合町内会連絡協議会会長の豊間根一雄様でございます。

一般社団法人札幌市食品衛生協会会長の福山耕司様でございます。

一般社団法人札幌歯科医師会会長の山田尚様でございます。

皆様、よろしくお願いいたします。

## ３．保健所職員紹介

○事務局（関保健管理課長） 続きまして、札幌市職員を紹介させていただきます。

一人ずつ自己紹介させていただきます。

○事務局（西條医務・保健衛生担当局長） 改めまして、医務・保健衛生担当局長の西條  
でございます。

○事務局（山口保健所長） 札幌市保健所長の山口でございます。

○事務局（前木保健所感染症担当部長） 保健所感染症担当部長の前木でございます。

○事務局（西尾食の安全担当部長） 食の安全担当部長の西尾でございます。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の吉津でございます。

○事務局（斉藤調整担当部長） 調整担当部長の斉藤でございます。

○事務局（八田衛生研究所長） 衛生研究所長の八田でございます。

○事務局（関保健管理課長） 本日は、このほか、議題に関わって各関係課長等も出席さ  
せていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ４．委員長・副委員長選出

○事務局（関保健管理課長）　続きまして、今日は委員改選後初めての会議ということでございますので、委員長の選出をお願いしたいと思います。

委員長の選出につきましては、札幌市保健所運営協議会条例第３条に基づきまして、委員の互選によって選出するということとなっておりますが、皆様、いかがでしょうか。

○田畑委員　札幌市保健所運営協議会の委員長は、これまでも地域保健や公衆衛生に造詣があり、保健所との関わりの深い札幌市医師会会長に就任していただいておりますことから、引き続き、札幌市医師会の会長でおられます今委員がふさわしいかと存じますが、いかがでしょうか。

○事務局（関保健管理課長）　ありがとうございます。

ただいま、田畑委員から今委員を委員長にご推薦いただいたのですけれども、委員の皆様はいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（関保健管理課長）　それでは、委員の総意ということで、今委員、委員長をお引き受けいただけますでしょうか。

○今委員　かしこまりました。

○事務局（関保健管理課長）　ありがとうございます。

それでは、本協議会の委員長は今委員にご就任いただきたいと存じます。

続きまして、委員長の職務を代理する副委員長の選出でございます。

委員長の職務代理ということもございまして、今委員長にご指名いただきたいと思いますのですが、皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（関保健管理課長）　それでは、今委員長に副委員長のご指名をお願いできればと思います。

○今委員長　玉腰委員にお願いできればと思います。

○事務局（関保健管理課長）　それでは、副委員長は玉腰委員にお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、今委員長、玉腰副委員長におかれましては、中央のお席にお移りいただければと思います。

〔委員長、副委員長は所定の席に着く〕

○事務局（関保健管理課長）　それでは、早速ではございますが、委員長、副委員長から一言ずつご挨拶を頂戴できればと存じます。

今委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○今委員長　ご指名にあずかりました今と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

保健所運営協議会ですが、コロナ禍の４年間、まさに獅子奮迅のご活躍をされ、札幌を守っていただいたということで、今後も我々がしっかり支えていかなければいけないし、

ご協力をさせていただきたいと思っています。

先ほど、西條局長がこの協議会の非常に大事な二つのポイントを挙げていただきましたが、市民の意見を反映させる、そして計画立案につなげていくという大切な協議会だと思いますので、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

○玉腰副委員長 玉腰です。

公衆衛生の最前線として保健所の役割は大変大事だと思っています。保健所だけで抱え込むことがないようにということも一方で思いますので、適切な形で運営されていくように、少しでもお手伝いできればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（関保健管理課長） ありがとうございます。

それでは、議事の進行につきましては、保健所運営協議会条例の規定によりまして、今委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 5. 議 事

○今委員長 それでは、早速、入らせていただきます。

お手元の次第に従いまして、各担当部長からご説明をお願いします。

非常にボリュームがありますけれども、質疑応答は一通りの説明が終わってからということで進行させていただきたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（山口保健所長） 保健所長の山口でございます。

まず、私から、札幌市保健所全体の組織や予算に関することをご説明させていただきまして、その後、各部長からそれぞれの所管の事業についてのご説明をさせていただきます。

資料のうち、札幌市保健所事業概要（報告）をご覧ください。

まず最初に、札幌市保健所の機構改革についてのご説明をさせていただきます。

資料の1枚目をめくっていただければと思います。

まず、左側をご覧ください。

令和5年度までと書いてあるところは、保健所の昨年度までの機構図でございます。

保健所では、感染症や健康づくり、母子保健、医療計画、食品衛生など、幅広い業務を所管してございました。また、資料には掲載しておりませんが、新型コロナウイルス感染症対策を担っていました医療対策室も保健所の組織の一部でございました。

保健所の組織体制につきまして、令和6年度に向けまして、保健所が直面する課題の変容などに対応していくことを目的として、機構改革、組織全体の再編成を行ってまいります。

具体的には、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンでまちづくりの重要概念の一つとして挙げられたウェルネスを軸に、健康づくり、医療提供体制の構築、多死社会対応などの施策につきましてスピード感を持って実行していくため、関連する部署をウェルネス推進

部として切り分けるとともに、保健所といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応での経験を踏まえまして、感染症、食中毒、環境衛生など、市民の生命、健康の危機に対処する体制の構築に注力していく体制としてございます。

また、図の真ん中にございますけれども、乳幼児健診等の母子保健事業につきましては、妊娠期から切れ目のない子育て支援体制の構築を目的としまして、子ども未来局に移管したところでございます。

次のページをご覧ください。

札幌市保健所の令和5年度決算についてご説明いたします。

令和5年度の決算額は、約336億1,400万円でございます。

資料の下の部分には、規模の大きい主な事業の決算額を掲載してございます。

ポイントとしましては、新型コロナウイルス感染症の関連経費が全体の3分の1を占めているほか、難病患者の医療費助成事業や予防接種の実施に関する費用など、法令等によって支出が定められている経費、いわゆる義務的経費の割合が多いことが挙げられると思います。また、令和5年11月13日に新たにオープンしました動物愛護管理センター、愛称はあいまる さっぽろと申しますけれども、この建設にかかる費用が発生したところでございます。

それでは、次のページをご覧ください。

札幌市保健所の令和6年度予算についてでございます。

令和6年度の予算額でございますが、約156億4,500万円でございます。

これは、前年度の令和5年度予算と比較いたしますと、456億6,400万円の大きな減少となっております。

資料の下の部分に、増減の大きい主な事業の予算額を掲載してございます。

ポイントですが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴いまして各種対策費が大幅に減少した一方で、難病患者に関する医療費助成は受給者数の増等によりまして増加しているところでございます。

札幌市保健所の事業概要の説明は以上でございます。

○事務局（前木感染症担当部長） 続きまして、私から、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行状況についてお知らせいたします。

次のページをご覧ください。

インフルエンザの流行状況についてご説明いたします。

新型コロナウイルスが流行していた2020年、2021年はインフルエンザの流行はなく、2022年の終わりから2023年の初めにかけて3年ぶりに流行しました。

今年度、赤色のグラフの2024年は、11月中旬に定点当たりの報告数が流行開始の目安である1.0を超え、本日、注意報発令基準の1.0を超えました。今後も動向を注視してまいりたいと思います。

次のページをご覧ください。

続きまして、新型コロナウイルス感染症の流行状況についてご説明いたします。

2023年5月に新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類へと変更になってからは、患者数の全数把握は終了となり、インフルエンザと同様、定点医療機関からの報告で流行状況を確認しております。

青が2023年、赤が2024年の値です。青の2023年の35週の8月下旬にピークを示した夏の流行がありました。その後、赤の2024年の5週の2月下旬にピークを示した冬の流行があり、34週の8月中旬にピークを示した夏の流行がありました。

インフルとは違い、コロナは夏と冬の年2回に流行する傾向が見られ、今年も冬に流行することが予想されております。

次のページをご覧ください。

札幌市で行っているインフルエンザ対策、新型コロナウイルス感染症対策の業務についてご説明いたします。

1番は、毎年10月から翌年1月まで、高齢者へのインフルエンザワクチン接種を実施しております。今年から新型コロナウイルスワクチン接種も開始いたしました。

2番は、電話による市民からの相談への対応や、札幌市ホームページでの情報提供を行っております。

3番は、高齢者施設等での感染対策の助言や集団発生状況の確認、また、注意喚起の通知の発出などを行っております。

4番は、先ほどの流行状況のグラフでも紹介いたしましたが、定点医療機関からの発生報告数を週ごとに集計しております。

5番は、インフルエンザについては、データの値が10を超えた場合はインフルエンザ注意報、30を超えた場合は、インフルエンザ警報を発令しております。新型コロナウイルス感染症については、現在のところ、注意報などの基準を国が認定していないことから、そのような仕組みはなく、必要に応じて注意喚起をすることとしております。

6番は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症で学級閉鎖となった学校をグーグルマップ上で表示しております。

7番は、インフルエンザウイルスについては、市衛研で流行している型などを調べています。新型コロナウイルスについては、市衛研でゲノム配列を確認し、変異株の感染状況などを調べております。

次の資料からの詳細については、札幌市衛生研究所から説明いたします。

○事務局（八田衛生研究所長） 衛生研究所長の八田でございます。

衛生研究所では、病原体ごとに医療機関から回収される咽頭拭い液などの検査を実施しております。病原体の情報を収集、分析することで、感染症対策に役立てることを目的としております。

図をご覧ください。

インフルエンザウイルスの分離状況についてですけれども、棒グラフは、分離したウイ

ルスの型と数を、折れ線グラフは定点当たりの患者報告数を示しております。

流行の推移ですが、2022年から2023年のシーズンでは、緑色で示すAH3香港型が主流であり、次いで、2023年から2024年シーズン前半では、AH3香港型とオレンジ色で示すAH1pdm09型が混合流行しております。そして、2024年シーズン前半では、青色で示すB型ビクトリア系統の流行が見られました。

なお、これらの分離したウイルスの抗原性について、毎年ごとに供給されているワクチン株との類似性が確認されております。

感染予防の要であるワクチンを製造するためには、ウイルスの分離、検出情報が不可欠ですけれども、当所で分離したウイルスは国立感染症研究所に送付し、全国の自治体から届けられたウイルスの情報と併せて、ワクチン株を選定する際に役立てられております。

次の図をご覧ください。

衛生研究所では、これまで大きく三つの新型コロナウイルス検査に対応してまいりました。

一つ目は、爆発的な流行が始まる前の2020年1月末に検査法が確立しましたPCR法により感染の有無を判断するための診断検査、これは青い棒グラフで示しております。

二つ目は、アルファ株やデルタ株といった変異株が確認され、ウイルス株の特性に応じた対応が必要となったために実施することとなった変異スクリーニング検査、これはオレンジ色の棒グラフで示しております。

三つ目は、ウイルス遺伝子の配列全てを解読することにより、より詳細なウイルスの性状を明らかにし、新たな変異も確認することができるゲノム解析でございます。

現在は、灰色の折れ線で示しておりますゲノム解析によって発生動向の把握を行い、新たに懸念される変異株の早期探知に努めております。

次の図は、ゲノム解析により明らかとなった新型コロナウイルス変異株の推移について示したものでございます。いずれもオミクロン株についてでございますが、2022年1月から約3か月間は、灰色で示すBA.1株が流行し、その後、感染症法の位置づけが5類化となりました2023年5月頃についてはXBB.1株へ、そして、直近では、KP.3株が主流になるなど、置き換わりが進んでいる状況が分かります。

変異が進んでいきますと、感染性やワクチンの有効性などが変化していくことから、衛生研究所では、引き続き変異株の推移を監視してまいります。

○事務局（前木感染症担当部長）　続きまして、私から、次の議題の札幌市保健所健康危機対処計画の策定についてと、その次の札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、続けてご説明いたします。

資料5をご紹介しますに先立ちまして、2020年から流行し始めた新型コロナウイルス感染症の流行対応におきましては、各方面の皆様にご多大なるご協力をいただき、そのおかげで対応することができました。改めて、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

では、資料の1ページをご覧ください。

まず、上の部分ですが、新型コロナ対応におきましては、前例のない事態に混乱が生じ、保健所での初動体制がすぐに限界に達し、業務委託や大規模な職員応援により、変異株や感染者数の増加に対応してまいりましたが、流行の長期化により、市政運営に大きな影響がありました。また、流行初期は、衛生研究所でしか検体検査ができず、検査能力が大幅に不足いたしました。

そこで、札幌市では、昨年の１２月、新型コロナ対応に係る検証報告書を取りまとめておりまして、今後の保健所、衛生研究所体制に係る課題を以下のとおり整理いたしました。

有事における全庁体制への迅速な切り替えを可能とする体制の整備、流行拡大時の外部委託やＩＣＴ化のロードマップを事前に想定した体制の検討、流行状況に応じた適切な検査体制、有事に備えた平時からの関係機関との連携体制の構築です。

今後、必ず発生するであろう新型コロナのような多岐にわたる対応を必要とする大規模感染症の流行に備えるため、これらの課題を踏まえて、感染症対策に係る関係計画の策定や改定を進めているところです。

資料の２ページをご覧ください。

札幌市では、令和５年度から令和７年度までの３年間で４つの計画の策定と改定を行う予定です。

令和５年度は、札幌市感染症予防計画を策定しました。これは、感染症対策の基本方針として、新型コロナのような感染症危機に備えるため、平時、有事の札幌市の取組の内容を規定するとともに、ＰＣＲ検査実施能力、スタッフへの研修訓練回数、保健所人員確保数などの数値目標が設けられております。

令和６年度は、感染症予防計画に基づき、保健所、衛生研究所の有事の際のそれぞれの体制を強化するため、新たに健康危機対処計画を策定いたします。また、今年の７月にあった政府行動計画の改定を受けて、平時の備えや有事の対応など、実施すべき対策を規定した札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定作業を進めてまいります。この行動計画については、来年度に改定する予定です。

令和７年度は、さらに、資料の右下に記載しております札幌市業務継続計画（新型インフルエンザ（強毒）編）、いわゆるＢＣＰを改定して、感染症有事の業務継続指針を定め、有事の際に、縮小や中止する業務を整理することとしております。

次に、資料の３ページをご覧ください。

健康危機対処計画についてご説明いたします。

対処計画は、保健所、衛生研究所の有事の際の体制強化のための計画です。新型コロナウイルス感染症への対応の際には、具体的な役割分担を整理できていませんでした。感染者数の増加に伴い、特に初動体制において、保健所だけでは新型コロナの流行に適切に対応することができませんでした。そもそも少人数のスタッフで対応することができるような感染症ではありませんでした。これを踏まえて、有事における役割分担や実施すべき事項を事前に対処計画で整理いたします。

計画の策定の主なポイントとして、人材の確保、受入れ体制の整備、マネジメントの強化や、関係機関と連携し、人材育成・実践型訓練を実施します。

また、基本的な考え方として、初動態勢に係る人員の確保と役割分担、また、流行の拡大に備えて、外部委託などの業務の効率化など、必要な事項を改めて準備し、具体的に示します。また、計画の概要として、国の公表後、1か月間において想定される業務量に対応する人員の確保と班体制を構築するなど、平時体制から段階的に有事体制へ移行します。

新型コロナの流行への対応を踏まえた業務フローや各業務の業務内容、海外等で感染症が発生してから感染が収束するまでの感染状況に応じた体制について記載いたします。

最後に、資料の4ページをご覧ください。

札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画についてご説明いたします。

本行動計画は、平時の備えや有事の対応等について、札幌市が実施すべき対策の大綱が規定されることになります。

新型コロナの流行への対応を踏まえて、国において、初の抜本的な改正が行われました。北海道においても、今年度中に計画を改定する予定であり、札幌市の行動計画もこれらの計画に基づくとともに、令和5年12月に取りまとめた新型コロナ対応に係る検証報告書の内容についても反映させるため、大幅に改定いたします。

計画の改定に当たり、主なポイントとしては三つあり、発生段階を3つの時期、準備期、初動期、対応期へ再編したこと及び準備期の取組の充実、対策項目を6項目から13項目へ拡充し、内容を精密化したこと、そして、幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え、具体的には、これまでの対策項目に加え、資料の下の方の改定の概要の枠内に下線で記載しているリスクコミュニケーション、水際対策、ワクチン、治療薬・治療法、検査、保健、物資の項目が追加されることになります。

感染症に係る関連計画の策定等については以上となります。

最後に、新型コロナのような、人から人への伝播性が高く、かつ、病原性も極めて高い感染症危機への対応は、札幌市の能力だけで対応し切れるものではなく、各方面の皆様のお力を結集して取り組んでまいりたいと思います。今後とも、どうぞご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

○事務局（西尾食の安全担当部長）　続きまして、食の安全担当部長の西尾からご説明いたします。

まず、第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画の策定についてでございます。

資料の2ページをご覧ください。

まずは、1、計画の策定に当たっての経緯でございます。

平成25年に札幌市安全・安心な食のまち推進条例を制定しまして、食の安全・安心の確保に関し、基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに市民の役割を明確化するとともに、市長の附属機関として、安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議を設置しました。

平成27年には、本条例に基づきまして、市民及び観光客等の健康を保護し、食の安全・

安心の確保に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、第1次計画、令和2年には第2次の計画を策定しました。引き続き、関係機関や関係団体などと連携して食の安全の確保に係る取組を進めるため、このたび、第3次の計画を策定いたします。

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

また、本計画の体系につきましては、食品衛生法などの関係法令に沿うものである必要があるほか、札幌市の総合計画である第2次まちづくり戦略ビジョンの個別計画として位置づけられており、関連計画との整合性を保ちながら策定いたします。

本計画の推進により、引き続き、食の安全の確保に関する規制のほか、行政、事業者、市民がそれぞれの責務や役割を認識し、互いに信頼関係を築き上げるとともに、食産業や観光を支える基盤としてまいります。

次に、資料の3ページをご覧ください。

左上の2、食を取り巻く現状でございます。

昨年の札幌市における食中毒の発生状況として、食中毒が疑われる健康被害情報が数百件寄せられる中で、食中毒の断定に至った件数は合計21件でした。このほかにも、紅麹サプリによる健康被害のように、市民の生命、健康を脅かす事案の発生や、新型コロナウイルス感染症の流行を経た後の持ち帰りやネットスーパーなどの営業形態の変化、また、SNSの普及による情報の選択方法の多様化など、食を取り巻く情勢は変化しております。

続いて、右上の3、計画の主な施策についてでございます。

これらの状況を受けまして、第3次計画において重点的に取り組む内容として、まず、食中毒の原因となる傾向が高いアニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスなどの対策や、新たに紅麹サプリ問題を受けて、機能性表示食品に係る健康被害の情報提供に係る迅速な対応を行ってまいります。

また、法改正などにより、営業形態の多様化が進んでおりまして、事業者の取組の推進のため、札幌市は施設の立入りや講習会の実施などにより、事業者に対して、HACCPの導入、定着に向けた働きかけも行っておりまして、さらに、新たに食中毒予防などに関する映像も作成しまして、SNSや街頭ビジョンなどを活用して食の情報や魅力の発信を行うなど、市民への積極的な情報提供、周知を行ってまいります。

参考までに、次の4ページをご覧ください。

写真が幾つか並んでおりますけれども、これらは、食の安全・安心に関して、主に市民の方々への情報発信や事業者の方々との相互理解の促進に関する取組の一部でございます。イベントや冊子の配布、また、手あいソングをつくって、映像を配信したりということをしてまいります。

第3次計画では、こうした取組について、企業や関係部局とのさらなる連携やデジタル技術などを積極的に活用しまして、情報発信の質や規模の拡充に努めてまいります。

一つ前の3ページにお戻りください。

中段の右側に進行管理について書かれております。

第3次計画の主な指標というところで、大きく4点記載しております。

主に大規模食中毒の発生件数、それから、重点監視指導の実施率、また、食の安全に取り組む事業者等の情報に触れて、飲食店の利用または食品の購入時の行動を見直した市民の割合などのように、市民が食の安全を意識した行動に変容していただくことを目的とした指標も新たに設定しております。

最後に、下の4、検討の経過、策定スケジュールについてでございます。

昨年度より附属機関である推進会議において審議を重ねていただき、本年8月にこの計画に係る提言を受けましたが、このご意見を反映した計画案を策定してまいりました。また、市内部においても、9月から10月にかけて議論を重ねまして、計画案として取りまとめたところでございます。

先日、議会の厚生委員会への報告も終わりましたので、今後は、市民向けのパブリックコメントを実施の上、来年3月の計画策定、公表を目指しております。

本計画に基づいて、今後も、様々な関係機関と連携した食の安全安心に係る取組を推進していきたいと思っております。

続きまして、小林製薬の紅麹のサプリメントに係る健康被害についてご説明いたします。  
2ページをご覧ください。

小林製薬が、今年の3月22日に初めて記者会見を開き、当社が製造、販売した紅麹の成分が入ったサプリメントを摂取した方において、健康被害を訴える事案が発生していることが明らかになりました。皆様のご記憶にも新しいことかと思います。

問題となったサプリメントである紅麹コレステヘルプ等の3製品については、小林製薬本社を指導、監督する大阪市から直ちに回収が指示されましたけれども、当該製品との関連性が疑われる健康被害が既に全国各地に広がっているとの報道が連日流されまして、札幌市保健所にも、3月28日以降、市民からの相談が多数寄せられました。

健康被害の程度についてですが、当初、死亡者が全国で5人とされておりましたが、6月28日に大きく増えたことが公表されまして、その後、約100人とも言われております。また、表には記載しておりませんが、全国で入院患者が約500人、医療機関を受診した方が約2,500人にも及んだと聞いております。

このような多数の健康被害事案に対し、国や大阪市は、紅麹サプリメントとの因果関係を調査しておりまして、全国の自治体でも大阪市からの依頼を受けて、関連を疑う住民への聞き取り調査を行ってまいりました。

次に、札幌市の対応についてご説明します。

資料の3ページです。

左の円グラフは、これまでの市民からの相談件数ですが、健康被害に関する相談が24件ございました。このほか、紅麹や製品に関する不安等の相談件数が44件で、合計68件ございました。この健康被害に関する相談24件のうち、実際に紅麹サプリメントを摂取されたという方が21人いらっしゃいまして、その方々には、摂取された時期や摂取量、

症状、医療機関の受診状況などを聞き取り調査いたしました。また、それとは別に、大阪市から調査依頼のあった54人の市民の方に対しても同様に調査しまして、結果を大阪市と国へ報告しております。右の円グラフは、調査した合計75人の方の内訳ですが、因果関係は不明なのですが、腎臓機能の低下などで入院された方が5人、そのうち2名が亡くなっているということが後で判明いたしました。医療機関を受診された47人と受診されなかった23人につきましては、いずれも軽症ということでございます。

なお、一部の調査において、医療機関へのヒアリングも実施したところでございまして、お忙しい中、ご協力くださったことに感謝しております。

また、こうした患者の調査と併せまして、広く市民への注意喚起も行っていました。次のページをご覧ください。

3月末に専用のホームページを新たに立ち上げましたほか、市長の定例記者会見におきましても、当該製品を摂取し、体調が悪くなった場合は、直ちに製品の摂取を中止するとともに、医療機関を受診するよう呼びかけてまいりました。

また、配付はしていないのですが、今、画面に映しておりますようなプレスリリースも定期的にしておりまして、健康被害に関する調査結果の情報を提供していただけたのですが、プレスリリースの下の方にも報道の皆様に対してお願いという形で、製品の摂取と関連して心配なことがある方は小林製薬の健康相談窓口にご連絡するよう、報道機関の協力もいただきながら継続的に周知してまいったところでございます。

続きまして、めくって5ページをご覧ください。

今後の国の対応方針についてご説明いたします。

今回の問題となった紅麹サプリメントは、左上の分類図にあります健康食品のうち、機能性表示食品に該当いたしますが、これは、事業者の責任で科学的根拠を基に、機能性、すなわち健康の維持増進に役立つ情報を商品パッケージに表示し、販売するものでございます。分類図で同じ青色の保健機能食品の中でも、栄養機能食品ですとか、特定保健用食品というものもありますが、同じように健康の維持増進に役立つことをうたっておりますが、これらについては、国が基準を定めたり、製造、販売には許可が必要であるのに対し、先ほどの機能性表示食品は、消費者庁への届出のみで製造、販売が可能となっております。

このため、今回の紅麹の問題を受けて、機能性表示食品の安全性について改めて問われ、その制度自体の在り方の見直しが必要になりました。

そこで、消費者庁や厚生労働省など国において、制度の今後の在り方について検討すべく、有識者から構成される検討会を設置し、今年の4月から5月にかけて議論を重ねました。そして、検討会における議論を踏まえた国の対応方針が5月31日に示されました。その主なものが右側の枠に示した内容です。

1点目が、健康被害の情報提供の義務化です。

今回の問題では、小林製薬が健康被害の情報を1月に探知していたにもかかわらず、約2か月間、国や自治体に速やかに報告しておりませんでした。健康被害情報を知らずに

消費者が摂取を続けたことにより、被害が大きく拡大したとも言えます。そこで、事業者が健康被害情報を把握した場合には、健康被害の拡大を防止するため、所管の行政機関へ速やかに報告することが義務づけられました。

2点目は、機能性表示食品の信頼性を高めるための措置です。

まず、サプリメントの製造においては、施設の衛生管理はもちろんのこと、製品の品質を確保するための管理手法で医薬品の製造にも導入されている適正製造規範、いわゆるGMPを事業者の遵守事項とする方針が示されました。また、新規の成分が含まれる機能性表示食品の安全性、機能性については、必要に応じて、文献だけではなく専門家の意見を聞くなど、消費者庁が届出時の確認をより慎重に行う方針となりました。さらに、製品情報や留意事項を分かりやすく消費者へ伝えるため、表示方法も見直されることになりました。

最後に、本社を所管する大阪市の対応についてご説明します。

最後のページをご覧ください。

大阪市では、国や国立医薬品食品衛生研究所とも連携し、原因究明のため、全国の健康被害者の調査とそのデータの分析、原因物質とされる製品中のプベルル酸の検査や毒性試験、製造工程の調査を行っております。

これまでの調査結果から、大阪市は、10月10日に今回の健康被害事案を紅麹サプリメントの摂取による食中毒事件と断定しました。その際に、大阪市長からは、食中毒事件としての断定は一つステップであり、今後は、さらに食中毒の症状や規模を特定するとともに、汚染経路を推定して、来年の3月に調査結果を取りまとめたいとのコメントを発表しております。現在も全容解明に向けた調査が進められております。

札幌市としましても、今後、必要な調査を遺漏なく行っていくとともに、引き続き、健康被害の発生防止、拡大防止に向けて、食の安全安心の確保に取り組んでまいります。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 生活衛生担当部長の吉津でございます。

動物愛護管理センターあいまる さっぽろの開設後の取組について報告いたします。

昨年度の本協議会におきまして、竣工のご報告と今後の事業展開についてという内容で報告させていただきましたが、今回は、その続報になります。

次のページをご覧ください。

1点目は、教育普及事業についてでございます。

新センターには100人を収容できるホールを設けましたので、このホールを活用して各種セミナーを実施しております。また、講習会と犬、猫の見学なども組み合わせることで、譲渡の促進にもつなげているところです。

次のページをご覧ください。

2点目は、譲渡の促進についてでございます。

広報活動を充実させた効果もありまして、見学者がこれまでの2.5倍に増加しております。また、譲渡機会を拡大するため、今までは5月から10月に実施しておりました土

曜開庁を通年で実施しております。さらに、この右側の写真のように、ホームページやSNSで収容猫の特徴などを紹介する推し猫に力を入れるなどの取組を行っております。

次のページをご覧ください。

譲渡の促進のためには、犬、猫の健康状態を把握する必要があり、新センターは獣医医療機器の拡充も図っております。これらを活用して、札幌市小動物獣医師会の開業獣医師に往診に来ていただきまして、健康管理等のチェックをお願いしております。

ちなみに、右側の写真の白衣の先生が本協議会委員の鳥越先生です。本日は所用のため欠席なのですが、会長自ら往診にお越しいただくなど、大変お世話になっている状況でございます。

次のページをご覧ください。

こちらが一般の方への譲渡数の推移になります。

上の表が犬で、譲渡率100%を維持、下の表が猫で、新センターオープン後は100%を超えて譲渡が進んでおります。

右の写真は、あれからずっと家族ですというメッセージカードになりまして、新しい飼い主からは元気でやっていますよというようなメッセージをいただいております、これらをホームページで公開し、センター内でも掲示するなど、譲渡に力を入れております。

次のページをご覧ください。

3点目は、多頭飼育問題への対応についてでございます。

全国的に問題となっております多頭飼育崩壊に関しまして、札幌市も例外ではありません。多頭飼育と社会的弱者の方々には高い親和性があり、そういった方々を担当している社会福祉部局と密に連携して情報共有を行い、早期解決を目指す取組を進めております。

社会福祉部局からの相談件数も増加しており、センターオープン前は1件でしたが、オープン後は39件となっております。センターとしましては、相談に基づき、必要に応じて放棄を促すなどの対応をしております。

次のページをご覧ください。

このページ以降は、センターの最近のトピックスをご紹介します。

こちらは、センターの1周年を記念して開催した四つの動物愛護団体との合同譲渡会の様子になります。480人という多くの方々にお越しいただきまして、約30匹の譲渡先が決まっております。

次のページをご覧ください。

環境対応についてです。

あいまる さっぽろは、省エネを実現した建物ということで、環境省からZEB Readyの認証を受けております。通常の施設と比較しまして、60%の省エネを達成しております。

次のページをご覧ください。

最後に、受賞歴などについてです。

センターの愛称であるあいまる さっぽろの商標登録を行っております。また、建築部門でも評価されまして、グッドデザイン賞、さらには、木造の建物ということでウッドデザイン賞などを受賞したところです。

動物愛護管理センターあいまる さっぽろについての報告は以上ですが、引き続き、教育普及事業の充実と収容動物の譲渡の促進についてしっかりと取り組んでまいります。

続きまして、生活環境課で行っております公衆浴場等におけるレジオネラ属菌の自主検査に係る取組について報告いたします。

レジオネラ症による健康被害につきましては、全国の公衆浴場等で発生事例があることから、今回、報告させていただきます。

次のページをご覧ください。

まず、レジオネラ症について説明いたします。

レジオネラ症は、レジオネラ属菌を含んだ飛沫を吸い込むことで起こる感染症で、人から人への感染はしないとされております。感染症法では4類に分類され、診断した医師は保健所への届出義務がございます。潜伏期間は2日から10日となっており、ポンチアック熱とレジオネラ肺炎の二つに分類されます。このうち、レジオネラ肺炎につきましては、重症化することもあり、場合によっては死亡することもございます。

次のページをご覧ください。

続いて、レジオネラ属菌の特徴について説明いたします。

水中、土壌などに生息しており、20度から50度で繁殖しやすいとされております。このため、40度程度のお湯を循環利用している営業施設のお風呂などで繁殖しやすいという特徴を持っております。

レジオネラは塩素で消毒可能ですが、入浴施設では汚れが蓄積することでバイオフィームという生物膜が形成されることがあり、このバイオフィーム中のレジオネラは塩素が効きにくいということから、塩素管理をしっかりと行っても配管内で増殖することがございます。

次のページをご覧ください。

過去に発生した入浴施設におけるレジオネラ属菌による集団感染の事例をお示します。

平成14年に宮崎県の温泉施設で発生した事例では、患者295人、死者7人という大きな被害となりました。令和4年には1人の死者が出ているということからも、レジオネラ対策はしっかり行う必要があることがうかがえるかと思います。

なお、これまで札幌市における集団感染事例の報告はございません。

次のページをご覧ください。

レジオネラ対策を怠ると大きな事故を引き起こすこともあるため、札幌市では、レジオネラ属菌自主検査指導要領を策定し、独自の取組を進めております。この要領の主な内容としましては、各施設に対して年1回から2回の自主検査を促すとともに、その結果を保健所に報告することを求めています。

次のページをご覧ください。

レジオネラ属菌の自主検査を行い、不検出だったことを保健所に報告した施設に対しては、こちらの確認証を交付しております。

このような取組を行うことで、公衆浴場、旅館等の施設に対し、自主的な検査を促す仕組みを構築しております。

次のページをご覧ください。

自主検査でレジオネラ属菌が検出された施設に対しましては、検出された浴槽の使用中止、浴槽、配管等の洗浄及び消毒、再度自主検査を行い不検出の確認などを指導するとともに、必要に応じて、保健所職員による立入検査を実施しております。このような対応を取ることで、利用される方の安全・安心の確保に努めております。

次のページをご覧ください。

続いて、公衆浴場、旅館等の自主検査結果の状況について説明いたします。

例年、85%以上の施設から報告を受け、そのうち、90%以上の施設が適合となっております。特に、令和5年度におきましては、全ての施設から報告を受け、報告率が100%となっております。このように、多くの施設で自主検査を実施していただき、札幌市においては、レジオネラ属菌の自主検査が十分浸透してきていると考えているところです。

次のページをご覧ください。

最後にまとめとなりますが、各施設で自主検査をしっかり行っていただいております、レジオネラ属菌に対する営業者の関心も高いものと推察されます。営業者は自主検査を、保健所は衛生管理に関するアドバイスをそれぞれ役割分担することで、施設の衛生水準の向上が図られており、保健所と営業者が共に対策に取り組んでいる結果、札幌市では集団感染事例の報告がないものと考えております。今後も、引き続き営業者に対し、自主検査の実施を呼びかけてまいりたいと考えているところでございます。

○事務局（山口保健所長） それでは、9番目の札幌市骨髄ドナー助成制度の創設についてのご説明をさせていただきます。

資料をご覧ください。

白血病などの血液の病気の治療法の一つであります骨髄移植では、ドナー、提供される方の登録者の拡大のための啓発事業や、骨髄等の提供を行いやすい環境を整えることが重要でございます。

骨髄提供時には入院や通院に10日ほど必要となることから、ドナー本人には、時間的、経済的な負担が生じているところです。

こうした中、北海道では、令和6年4月に骨髄ドナー助成事業補助金交付要綱を告示し、市町村を対象とする骨髄ドナー補助事業を開始いたしました。札幌市もこれを受けて、令和6年10月からドナーへの助成制度を開始いたしました。本年の4月以降のドナーにつきましても、制度開始前に遡って補助の適用となるところでございます。

助成対象となりますのは、骨髄等の提供日等において、札幌市に住民登録がある方にな

りまして、助成金額は、骨髄等の提供のための通院、入院や、面談の日数に1万円を掛け  
た金額とし、1回の提供につきましては、10万円を限度としているところでございます。

この助成制度の開始に当たりましては、移植認定病院の札幌医科大学附属病院、それか  
ら、札幌北楡病院、北海道大学病院への説明、市内医療機関への周知、北海道赤十字血液  
センター、北海道骨髄バンク推進協会との連携のほか、市民向けのリーフレットの作成や  
広報さっぽろ10月号に記事を掲載するなどの周知活動を行っているところでございます。

一番下にあります申請件数でございますが、制度開始後のドナーの申請件数は、本日、  
12月13日時点で7件となっているところでございます。これからも、制度の普及、推  
進を進めてまいりたいと思います。

○事務局（関係保健管理課長） 保健管理課長の関でございます。

本日、担当部長が欠席のため、私から、このたび、慢性疾病を抱えるお子さんたちの自  
立に向けた総合的な相談窓口を10月に開設いたしましたので、このことについてご説明  
させていただきます。

小児慢性特定疾病と言われる様々な病気がございますけれども、そういった病気を抱え  
ている子どもたちを対象としており、この病気については医療費の助成制度がございまし  
て、この制度を利用しているお子さんの数は現在2,000名いらっしゃるところでござ  
います。

次のページに参りまして、小児慢性特定疾病という言葉が聞き慣れない方も多いと思い  
ますので、ご説明させていただきます。

児童福祉法で定められているのですが、まず、対象となるのは児童等ということで、具  
体的には、満20歳未満の方になります。それから、疾病の要件として、慢性に経過して  
生命を長期にわたって脅かすもので、症状や治療が長期にわたり、生活の質を低下させ  
たり、高額な医療費の負担が続くものということで、国で788の疾病を指定しております。

次の資料をご覧ください。

左側の青い表ですけれども、国が指定している788の疾病を大きく16のグループに  
分けています。数字は、先ほど申し上げた医療費助成をしている2,000人をそれぞれの  
グループに分けた人数を記載しております。

人数が多い順に左上から申し上げますと、内分泌系の疾患であれば、成長ホルモンの分  
泌が十分でないことによる低身長症などがございます。慢性心疾患であれば、生まれつき  
心臓に穴が空いてしまっているといった心臓の病気、神経・筋疾患では、全身の筋力が低  
下していつてしまう筋ジストロフィー、その下の悪性新生物、がんですが、血液のがんとも  
言われる白血病などがございます。

このように、病気は非常に多岐にわたっておりまして、もちろん現れる症状も様々であ  
るため、必要となる支援、困り事も様々ということになります。

これらの病気の中には、医療の進歩によって病気そのものが治るとか、薬などで症状を  
抑えながら日常生活を通常送っていくようなことができるお子さんも増えております。

ご存じのとおり、白血病は三、四十年前であれば不治の病と言われていましたけれども、昨今であれば、特にお子さんの白血病については、基本的には多くの方が治る、あるいは長く生きられるといった時代になっております。

右側の図をご覧ください。

慢性疾病にかかっているお子さんたち全体をオレンジの丸で示して、上のほうの丸ですけれども、左側は、人工呼吸器を装着するなど、日常的に医療的ケアが必要なお子さんたち、右側は、身体障がい、あるいは知的障がいといった障害者手帳をお持ちになっているお子さんを青い丸で示した概念になっております。この二つの丸に重ならないオレンジのお子さんたちが全体のうち7割程度いると推測されておまして、こういったお子さんたちの中には、小学校、中学校、高校で、病気の治療によってなかなか学校に通えない、入退院を繰り返すということがあって、学校生活、日常生活に支障が出てきたり、学習の遅れ、将来、就労への不安、悩みを多く抱えているということがございます。

そういったお子さんたちへの支援がこれまでは十分ではなかったのではないかと認識しておりますので、こういった子どもたちを中心として、将来の自立に向けた支援を強化するというところで、このたびの総合相談窓口の開設に至ったものでございます。

次のページをご覧ください。

こちらの相談窓口は、生活、就園、就学、就労、病気療養などについて総合的な相談を受けるということで、看護資格を持つ自立支援員が親身に相談に乗りますし、関係機関との橋渡しもいたします。

運営については、慢性疾病を抱えるお子さんたちが多く通院している北海道大学病院にお願いすることになりました。もちろん、北海道大学病院以外の患者さんも利用することができます。

北大病院では、自立支援員のほか、小児科の医師、成人科の医師、それから、看護師等が連携して支援を行っているところでございます。

次のページをご覧ください。

今年の10月1日に開設したところですが、電話、メール、インターネットからの相談も受け付けております。

10月の開設から2か月ほど経過しましたがけれども、実績としては、この2か月で、相談自体はお子さんや親から来ますけれども、実人数で22人のお子さんについて相談を受けたところでございます。

簡単ではございますけれども、このたび設置しました小児慢性特定疾患児童と相談窓口の説明は以上です。

○今委員長 ありがとうございます。

非常にボリュームがあるのでございますけれども、これは、保健所の仕事の職務のごくごく一部ということで、大変な範囲を担っていらっしゃるかと改めて認識した次第です。

これから質疑を行いますけれども、10項目のうち、それぞれの関連するところをまと

めさせていただいて、項目ずつ質疑を受けたいと思います。

まず、最初の資料の札幌市保健所事業概要（報告）に関しまして、何かご質問はございますか。

予算関連、それから、ウェルネス推進部が新しくできたこと、コロナ関係の費用が大分減額になっているというようなご説明がございました。

○田畑委員 札幌薬剤師会の田畑です。

私の理解の確認です。

令和6年度からの機構改革ということで、保健所とウェルネス推進部が分かれたということですが、これは局が二つになったという認識でいいのですか。

○事務局（関係保健管理課長） 保健所も部相当となりますが、保健福祉局が分かれたといより、局の中で部が分かれたということです。

○今委員長 ほかにございませんか。

○玉腰副委員長 北大の玉腰です。

令和5年度の決算と令和6年度の予算について、令和6年度の予算は前年度の予算と比べているので、すごく比較がしにくいのです。先ほど説明のあったコロナに関しては、5類に移行したことで減りましたということでしたが、その状態で、令和5年度の決算では123億円が計上されていて、令和6年度の予算は22億円となっています。これは、どんどん縮小するからこれで大丈夫という理解でいいのでしょうか。

読み方が間違っていたら申し訳ないのですが、少し理解が追いつかなかったので、教えてください。

○事務局（関係保健管理課長） 分かりにくくて申し訳ございません。

令和5年度決算は、新型コロナワクチンの接種の費用も結構大きいのですが、123億円となっております。これは、5類化へ移行ということもあって、今年度の新型コロナウイルス感染症の関連経費は少なくなっております。

○玉腰副委員長 ワクチン接種費用が自費に移行したため、市が負担していたものが減ったというご説明でしょうか。

○事務局（関係保健管理課長） ワクチンの接種については大きな部分を占めていると思います。もちろん、それ以外もありますけれども、大きく縮小したというのは事実です。

○玉腰副委員長 なので、令和5年度決算の123億円が令和6年度の予算ではおよそ6分の1に減っても、市としてはできるという意味ですね。

○事務局（関係保健管理課長） そのとおりでございます。

○玉腰副委員長 分かりました。細かいことで失礼しました。

○関根委員 札幌市小学校長会の関根です。

今の決算が見にくいということに関連して、一つは、令和5年度の決算は分かれる前のもので、令和6年度については保健所単体でのという認識でいいですか。

○事務局（関係保健管理課長） 機構としては一緒ではあったのですが、分かりやす

くするため、保健所部分のみの決算額として３３６億円あまりとさせていただきました。  
○関根委員 細かく言って非常に申し訳ないと思うのですが、ここに四つの事業が書いてあって、令和５年度でいくと、そこだけで２４２億円ぐらい、残り９４億円が別な事業に使われている形になっていて、今年度については、四つの事業を合わせると１４１億円で、１５億円分が別なものに使われているということです。自分でこれを読んでいったときに、分離していった分が大体７０億円になると思っていたのですが、そういうわけではないのですか。

○事務局（関保健管理課長） 令和５年度の決算については、今の保健所の機構に置き換えた場合の数字となっております。先ほどご説明しましたあいまる さっぽろや生活衛生など、様々ございますけれども、そういった予算をその他という形で計上させていただいております。

○今委員長 大枠という感じで書いてありますね。

ほかにありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 それでは、この件に関しましてまた何かありましたら、最後のほうでお願いいたします。

続きまして、２番目のインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の流行、３番目の札幌市保健所健康危機対策計画の策定、４番目の札幌市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定までを一括して承りたいと思います。

危機管理のことも入っておりますけれども、流行状況に関しましては、市内の市立小中学校は１２日の時点で学級・学年閉鎖が３３ということです。１週間前の６．６倍という新聞記事が出ておりましたから、非常に激増しており、コロナも増加してきていることが明らかになっております。

まず、流行状況に関しましていかがでしょうか。

○玉腰副委員長 札幌市では下水サーベイランスを継続してされているかと思うのですが、その結果と併せて見ると流行状況がどうなのか、あるいは、インフルエンザに関してそういう見方が可能なのかどうかというところを教えてくださいと思います。

○事務局（前木感染症担当部長） 下水サーベイランスは継続していますが、新型コロナについては、５類移行前の時点では下水サーベイランスの検出の値と患者数の相関がある程度は見えていたのですが、５類になってからは一部の患者さんしか探知できていないこともあって、サーベイランスの値と定点当たりの医療機関の患者数の推移は連動していない形です。

インフルエンザについては、多少関連しているような傾向はありながら、今年は１２月に患者さんが急増してきているのですが、今のところ、それと合致するような推移になっていないところです。

○玉腰副委員長 ありがとうございます。

恐らく、私が確認していないだけで公表されているのだと思うのですが、特にコロナに関しては、今言われたように、皆さん、症状がほとんど出なくなって受診されなくなっていると思いますが、実際には非常に増えているということですね。新型コロナは弱い方たちがかかったら重篤化することもありますので、どこかのタイミングで警告を出すということを取り決められているといいかなと思ったのですが、その辺のお考えはありますか。

○事務局（前木感染症担当部長） 国でインフルエンザのような基準が定められているわけではないので、今のところ、この数字を超えたらということはないです。

ただ、ご意見をいただきましたように、今後の流行状況等に応じて、ホームページ等で注意喚起をしていくということは考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○今委員長 新聞ではインフルエンザの下水サーベイランスのことも書いてあって、前週の1, 140コピーの4.5倍という数字も出てきております。新型コロナは5類になりましたので強制力はないでしょうけれども、札幌市も引き続き、これから分析等をしていただければと思います。よろしくお願いします。

流行に関しては、まだK P. 3で、X E Cは入ってきていないのでしょうか。これを見ると、K P. 3で止まっていますね。

○事務局（八田衛生研究所長） 本日のデータにはつけていないのですが、ちょうど今日上がってきた株の検査結果を見ますと、M C. 3系統が増えているようでございます。

○今委員長 分かりました。ありがとうございます。

ほかはどうですか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 では、続きまして、保健所の健康危機管理対策等の問題についてはいかがでしょう。

○玉腰副委員長 札幌市は北海道の中で人口が集中しているところで、札幌市がどう動くかということが北海道全体をある意味で決めているように思います。そういう点で、計画の中に、北海道とどう連携するか、あるいは、近隣市町村とどう連携するかということが書き込まれているのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○事務局（前木感染症担当部長） ご質問をいただき、ありがとうございます。

北海道との連携に関しましては、まず、医療措置協定等の協定は北海道が主体で結ぶことになっておりますので、その点では、札幌市と道は連携して進める形になっております。

そのほかの医療関係等の対策については、危機対処計画も行動計画も、最終段階ではあるのですが、そういう記載も今後含めていく考えでおります。

○玉腰副委員長 実際に、新型コロナのときのデータが初めは形が合わなかったりして非常に苦労されたと思うのですが、そういうことを考えても、ぜひ道と足並みをそろえて進めていただくということが全体として必要だと思いますので、よろしくお願いいたします。

○今委員長 次のページをめくっていただけますか。

これは本当に正直に書いていただいて、保健所の初動体制がすぐに限界に達したというところと、茨戸アカシアハイツの件もございましたけれども、市長の英断で1,000人単位の市役所の職員を保健所に回していただいたという経験は、すごく素晴らしいことだなと思って我々は見ていました。

その次に「流行の長期化により」と書いてありますが、これは自然災害と違って、発災したときがピークではなくて、形を変えながら、相手がある闘いをずっとされてこられたということで、戦争とほとんど一緒の状況でした。相手もさる者で、免疫を回避する能力を獲得し、毒性も変化しながら来たということで、札幌市は全国に発信して恥ずかしくない誇れる体制を取ってこられたのではないかと思います。それをまたまとめいただいて、今後に生かしていただきたいというロードマップも示していただきましたが、先ほど玉腰副委員長もおっしゃったように、近隣の都市、それから北海道と連携しながらやっていただければと思っています。

コマンド・アンド・コントロールは非常に大事なことだと思いますので、札幌市の危機管理のほうでしっかりやっていただければと思いますし、我々医療従事者も追随していこうと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

この件に関しまして、ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 これからというところですが、頑張ってやっていただければと思います。よろしくお願いします。

では、先に進めます。

続きまして、5番、6番の第3次安全・安心な食のまちと小林製菓の紅麴の二つをまとめて、何かご発言はありませんか。

これも大変で、紅麴は現在進行形でやっています。

HACCPというものを教えていただきたいのですけれども、仕組みのことですか。

○事務局（西尾食の安全担当部長） 衛生管理の手法のことでございまして、従来は、出来上がった製品を抜き取って検査するなどして安全性を確認するというのが主流でしたが、製造過程の原料の受入れから調理、加熱工程とか製品化するまでの過程でどこに食中毒のリスクがあるかというところを、あらかじめポイントを定めて、そこを集中的に管理するということです。

例えば、飲食店の調理ですと、肉ですと、中心部まで加熱することで食中毒菌がしっかり殺菌されて食中毒の予防につながるので、焼くところの温度や時間などをあらかじめ検証して決めておいて、いつ、誰がやっても同じように、しっかり安全性の高い食事を提供しようという衛生管理の仕組みです。

ですから、計画をつくって管理をする、記録をするとか、手間暇がかかる部分もあるのですが、より安全性の高い手法と言われております。

○今委員長 衛生管理手法ということですね。ありがとうございました。

○福山委員 結果管理ではなくて、プロセスの管理です。

○今委員長 なるほど、ありがとうございます。

あとは、アニサキスは食中毒なのですか。

○事務局（西尾食の安全担当部長） 自然由来の食中毒と分類されておりまして、従来はその他という十把一からげだったのですけれども、アニサキスというふうに個別に医師が診断された場合に届け出ることとなったものですから、今は件数が非常に多く見えるのですけれども、食中毒として調査しております。

○今委員長 アニサキスもテラノーバも全て食中毒に入ってくるということですね。

○事務局（西尾食の安全担当部長） テラノーバはその他の寄生虫の中に入ってしまうと思うのですけれども、アニサキスは単独でカウントしています。

○今委員長 症例数が多いからということなののでしょうか。

○事務局（西尾食の安全担当部長） 国の専門家委員会でそういう意見が出て、集計の仕組みが変わったと聞きました。

○今委員長 ありがとうございます。

ほかに追加のご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 それでは、また最後のほうでお伺いします。

続きまして、動物愛護管理センターとレジオネラの吉津部長の件を一括してお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

あいまる さっぽろは随分と評判がいいみたいですね。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） かなり多くの方々に来ていただいて、見学も相当増えており、イメージもかなりよくなって、本当ににぎわいが多くなっております。

○今委員長 譲渡会もいいみたいですね。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 譲渡会は平日だと難しいところがありますので、職員は土曜日でも頑張って出勤して、愛護団体の方などと一緒にやりながら譲渡を増やしているということで取り組んでおります。

○今委員長 この件で何かございますか。

○山田委員 札幌歯科医師会の山田です。

レジオネラの自主検査の件ですけれども、対象施設が少ないとはいえ、全施設100%というのはすばらしいと思うのですが、市として何か特別な取組をされたのでしょうか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 小まめに連絡を取って、報告もお願いしますということで地道にやっています。大きな事件があったので、営業者さんかなり危機意識があったと思います。あとは、コロナで一旦お客さんが減って、コロナ後に再び客足が伸びてきたというところで全国的にも患者さんが出てきて、これはまずいぞということで、注意喚起をしっかりとやったというところがうまく働いたといえますか、各事業者の皆様もしつ

かりやらなければいけないということで協力していただいたという状況です。

○山田委員 補助金は出るのですか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 補助金は特にございませんが、確認証とか、ちゃんとやっているというものをこちらからも出して、しっかりやっている施設だと思っていただけるというところがポイントかと思っております。

○今委員長 ほかにどうでしょうか。

○玉腰副委員長 前もお聞きしたと思うのですが、動物愛護管理センターという言葉を知ると、犬と猫に限定しないように思うのですが、あいまる さっぽろは犬と猫に限定して話をされているということになるのでしょうか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） そうですね。ペットというと、ほぼ犬、猫ということです。負傷した動物になるとそのほかということにはなるのですが、基本は犬、猫ということでやっております。

○玉腰副委員長 興味本位でお聞きするのですが、外来生物への対応はどこになるのですか。保健所ですか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 動物取扱業やペットショップといったところもあいまる さっぽろでやっております、その辺の取扱いはそうなのですが、輸入などになると、外来種の保存ということになって、環境局で対応しております。

○玉腰副委員長 最近は皆さんが放してしまったものの問題をいろいろと聞きますので、どこかなと思ったのですが、それは保健所ではないのですか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） はい。連携を取りながらやっております。

○玉腰委員長 承知いたしました。ありがとうございます。

○今委員長 ほかにいかがでしょうか。

○関根委員 先ほどのレジオネラについて、適合しているのが92.2%ということで、自分でお金を払って検査をしたけれども、適用しませんよと言われたものに何か救いのようなものはないのでしょうか。

○事務局（吉津生活衛生担当部長） 救いといいますか、不適合になるというのは、検査の回数が少ない場合と、実際にレジオネラが出た場合でございますけれども、レジオネラが出てしまった場合はしょうがないので、これは出ないようにということでしっかりやっていただくということです。きちんと自主検査をして、早い段階で分かると、さほど大規模な事件にはつながってまいりません。確かに適合とはならないのですが、そこで見つかって早めに対処するということは大事かと思っております。

○今委員長 そのほかはいかがでしょう。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 では、進めます。

札幌市骨髄ドナー助成制度の創設はいかがでしょう。

○高橋委員 北海道看護協会の高橋です。

高齢化社会になっていっているのです、ドナー登録も減っていっているというのが大きな話題になっていると思うのですが、周知等のところを見ると、病院、医療機関、血液センターが中心になっていて、私は、もっと年齢が下の大学とか、そういう若い人にもっとリーフレットを目につくようにしてあげたほうが、今の問題になっているところの対応を考えた内容も入ったほうがいいのではないかと思います。

○今委員長 ご提言ですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（山口保健所長） 今、お話がありましたように、55歳になるとドナー登録から卒業する形になっていて、具体的には、今、ご指摘がありましたとおり、骨髄移植をするための登録される方がだんだん卒業していく形になっていて、卒業する分を今までは若い方々が入ってきてくださったから定常だったのですけれども、最近は卒業される方のほうが多くなってしまっています。

ですから、今、お話がありましたように、新しいメンバーに入っていただくということが大きな課題となっているところでございますので、特に、献血にご興味を持ってやっていただいている大学生の方々や若い世代の方々、そして、献血のときに、今は血液を採って検査をするのですけれども、あと1年少ししますと、口腔粘膜で骨髄のドナーの登録という形で検査ができるようになりますので、献血をした後に、もう一回、血液をくださいとなると、やはりハードルがあるのですけれども、検査の仕方が少し改善される見込みですので、若い方々にも協力していただけるように、やりやすい環境にもなっていくのではないかと思います。今、ご指摘がありましたように、若い方々への普及は大きな課題となっているところでございます。

○関根委員 骨髄ドナーの数値ですけれども、親戚の方が一度白血病になって、親戚の人たちに骨髄に提供ができるかどうかという検査をみんなですて、合う人が提供して、今は元気に過ごしていて非常に有効だなと思っていました。

ここに出ている68、53、54というのは、親類などで提供してくれというのは関係なく、使ってくださいという形で出されている方と押さえていいですか。

○事務局（山口保健所長） これについては、血縁の方ではなくて、バンクに登録された方の数となっております。

○今委員長 ほかはよろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 では、進めます。

最後の小児慢性特定疾病児童等自立支援センターの相談窓口ですが、スライドを進めていただいて、この図です。皆さん、非常にオーバーラップしているところで、医療的ケア児と障がい児、それから、慢性特定疾患ということになるのですけれども、これをちょっとだけ解説させていただきます。

今、医療的ケア児は非常に問題になってきているのですが、新生児の医療が進歩、非常に進捗していて、大きく変化した障がい児の様相がございます。要するに、従来であれば、

出生後すぐにお亡くなりになってしまうようなお子様たちが、医学の進歩で、NICUその他で頑張って生き延びられるようになったというところも一端としてございます。

医療的ケア児というのは、先ほども説明がありましたが、人工呼吸器、気管切開、酸素療法、吸引、ネブライザー、経管栄養、中心静脈カテーテル、皮下注射、血糖管理等を必要とする医療的なケア児でございます。また、障がい児というのは、知的障がい、身体障がい児、精神障がい児、発達障がいというように、人工呼吸器、その他、カテーテル等の必要がない障がい児というくくりです。慢性特定疾病というのは、小児がん、心臓の病気、慢性疾患という病気のほうに視点を当てたものです。

こういう三つの概念がございまして、たしか、障がい児は児童福祉法、医療的ケア児は医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律でくくられています。小児慢性疾患の法律は何でしたか。

○事務局（関保健管理課長） 児童福祉法です。

○今委員長 オーバーラップはしているのですけれども、それぞれの窓口が違うというものです。それぞれの問題点はございますが、その中で疾患に関してということで新しく相談窓口を札幌市のほうでつくっていただいたというご報告です。

この件に関しまして、ご質問やご意見はございますでしょうか。

今まではなかったのですね。

○事務局（関保健管理課長） 今までも、形としては保健所の保健師1名が相談を受ける立場として自立支援員という形で設けていたのですけれども、現実的には、きちんと広報もできておらず、相談をなかなか受けていただけていないということがございました。

令和4年に医療費助成を受けているご本人や親御さんにアンケートをさせていただきましたところ、やはり窓口がよく分からないということが非常にあったものですから、まずは窓口をしっかり設けて、いろいろなご相談について対応をさせていただきたいということとでございます。

○今委員長 ようやくその体制整備ができて、今度は、医療的ケア児から医療的ケア者、18歳を超えた人たちがどうなっていくかとか、成り手の不足とか、いろいろな問題がこれの中に入っているのです。札幌市として一つずつ解決していきたいということでできたものと拝察いたしました。大変すばらしいことだと思いました。

この件に関しまして、何かございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 それでは、全体を通しましてご発言はございますか。

○豊間根委員 白石区連合町内会の豊間根と申します。

（1）の保健所の概要のところ、令和5年度の決算と令和6年度の予算の増減の金額の件で確認ですが、新型コロナウイルスの関連で決算が123億円で、令和6年度の予算額が約22億円であれば、約101億円の差だと思うのですが、前年比の442億円という数字はどこから出てくるのでしょうか。

○事務局（関保健管理課長） これは前年度比での増減でございまして、令和５年度予算と比べてという形になります。

○豊間根委員 単純にAマイナスB、決算額から予算額を単純に引いた額ではなくて、比で計算したということですね。

○事務局（関保健管理課長） 予算に比べてということです。

○豊間根委員 分かりました。ありがとうございます。

○今委員長 ほかによろしいですか。

（「なし」と発言する者あり）

○今委員長 ご意見がなければ、議事は終了させていただきます。

本日ご出席の皆様のご協力によりまして議事を終了することができました。ご協力をありがとうございました。

事務局にマイクをお返しいたします。

## 6. 閉 会

○事務局（関保健管理課長） 今委員長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

最後に１点、今もお話しいただきました予算、決算について、令和５年度から令和６年度に大きく動いておりまして非常に分かりにくいところもございますし、私のご説明で誤っているところもあろうかと思えます。後日、議事録を郵送してご確認いただくのですけれども、本当にお恥ずかしいのですが、もう少し分かりやすい形にしてお示しさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和６年度札幌市保健所運営協議会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

以 上